5　平成十九年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船であってこの省令による改正前の船舶区画規程（次項において「旧区画規程」という。）第一条の五に規定するバルクキャリアでないものについては、この省令による改正後の船舶区画規程（次項において「新区画規程」という。）第一条の五の規定にかかわらず、同条に規定するバルクキャリアでないものとみなして、同令、新設備規程及びこの省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則の規定を適用する。

2　現存船であって旧区画規程第一条の五に規定するバルクキャリアであるものについては、新区画規程第百十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成十九年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第五十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　平成十九年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　現存船に備え付ける救命艇については、この省令による改正後の船舶救命設備規則（次項において「新救命規則」という。）第六十二条及び第六十八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船については、新救命規則第六十六条の二、第七十一条の二及び第九十三条の二の規定は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、適用しない。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省令第三十二号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣　北側　一雄

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（海事補佐人登録規則の一部改正）

第一条　海事補佐人登録規則（昭和二十三年運輸省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

第一項の申請書には、登録免許税の額に相当する額の収入印紙又は登録免許税の納付に係る領収証書をはらなければならない。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

（測量法施行規則の一部改正）

第二条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七第二面を次のように改める。

（第一面）

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

二の1 測量に関する実務の経歴						
事務所又は業務所		測量に関する経歴	経験年数			※証明区分
名称	所在地		年月日から年月日まで	期間	証明書	誓約書
			計	年月		

二の2 従事した主な測量作業						
作業種類	作業地域	作業方法	従事技術	作業場所	作業期日	備考
					から まで	
					から まで	
					から まで	
					から まで	
					から まで	
					から まで	

ホ 測量士試験・測量士補試験	合格証書日付　年　月　日	合格証書番号第　号
備考　1　測量士又は測量士補の文字の一方を消すこと。 2　測量法第50条第1号から第3号までの該当者はロ、ハ、この1、この2の欄、同法第50条第4号又は同法第51条第1号から第3号までの該当者はロ、ホの欄に、ハの欄、同法第50条第5号又は同法第51条第4号の該当者はロ、ホの欄に、それぞれ該当事項を記入すること。 3　ハ又はこの1の欄の記入事項については証明書又は誓約書を添えること。 4　この2の欄には従事した主要な測量作業について記述すること。 5　※印欄は○をつけて区別すること。 6　×印欄は記入しないこと。		
測量士補が測量士となる場合の記入欄	測量士補登録番号第　号	年　月　日登録